

おおの誠一郎

議会報告と提言

平成28年3月30日発行 発行責任者 大野誠一郎（龍ヶ崎市議会議員）



龍ヶ崎市宮淵町61
TEL 0297-62-1135

牛久沼は誰のもの？

牛久沼の所有権は誰が持っているかご存知ですか？ 牛久沼と言うからには「牛久」市の沼でしょうか？ いえ、実は龍ヶ崎市と河内町なのです。

公文書「民有地据え置き願い」（明治9年12月6日）の記載

民有地据え置き願い 八ヶ村壺ヶ町

書面の牛久沼の儀は、願いの通り九ヶ村の民有地と心得るべき事。（茨城縣権令 中山信安）

龍ヶ崎市の市民の中には、この八ヶ村壺ヶ町が、八ヶ村壺ヶ町の「農民」と誤解している方々がいるようです。

「地券」の存在！

龍ヶ崎市の歴史民俗資料館には牛久沼に関する「地券」があります。この「地券」の一枚には持ち主が「佐貫村外八ヶ村」と書かれています。

「地券」とは？

「地券」とは明治の初期に土地の所有権を示すために明治政府が発行した証券です。

地券には、地目、面積、税額、所有者、所有年月日等が記されています。「八ヶ村壺ヶ町」、「佐貫村外八ヶ村」と書かれているものは、町村合併により現在の龍ヶ崎市、河内町の共有になります。つまり牛久沼は龍ヶ崎市が10分の8、河内町が10分の2を共有するものです。

磯貝理事長が牛久沼の所有権を主張

ところが、昨年12月8日付けで牛久沼土地改良区の磯貝理事長が、牛久沼の所有権は牛久沼土地改良区が有するものと認めて登記を訂正するよう裁判に訴えるとして龍ヶ崎市、河内町へ内容証明郵便を送付したのです。

龍ヶ崎市、河内町、これを拒否！

これに対し、龍ヶ崎市、河内町は昨年12月28日付けで「牛久沼の所有者が牛久沼土地改良区であるとの主張は認めない」「龍ヶ崎市、河内町は、所有権移転登記に応ずることはできない」と回答しました。

磯貝理事長、着手金3,348,000円を支払う！

磯貝理事長は、当該裁判を進めるために、伊礼弁護士と委任契約を「専決処分」で結びました。すでに着手金334万8,000円（税込／返還不可）は支払い済みとなっており、それ以外に、勝訴敗訴にかかわらず、報酬500万円、日当、交通費、手数料等実費は別途請求という条件です。

専決処分とは？

「専決処分」とは磯貝理事長が「独断」で「勝手」に決めるものではなく、① 総代会を招集する暇がない。② 監事会の承認を得る。③ 理事会が専決処分をきめる。④ 次の総代会に承認を求めるといった要件を満たした上でしか行うことはできないものです。

磯貝理事長の専決処分承認は「完全否決」！ 賛成者ゼロ

磯貝理事長は平成28年3月24日に総代会を開き「専決処分の承認」求めました。この時点で、弁護士への支出決定後約5カ月、着手金支払いから約4カ月が経過していました。この間、総代会を招集する暇がなかったのでしょうか？ 当然ながらこの「専決処分承認」に関しては賛成ゼロで完全否決となりました。出席した48人の総代からは、誰一人の賛成も得られませんでした。

磯貝理事長の「ごまかし」

磯貝理事は総代会の席上、「私は、理事会、総代会の議決を経て『専決処分』をしたので『専決処分の承認』を求める」と説明をしています。しかし、「総代会の議決を経ている」のであれば約4カ月、5か月経過した今、「専決処分の承認」など必要ないはず。総代全員を相手にしての発言であり、ごまかしであるとは言えません。

明らかに定款、規約違反！

本件に関しては、磯貝理事長の明らかな定款、規約違反です。着手金334万8,000円は戻らず、500万以内とされる報酬は最終的にいくら請求されるかわからない状態なのです。勝手に独断でスタートした磯貝理事長ほか1名の理事に重大な責任があると言わざるを得ません。